

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

令和 6 年度

担 当 課	都市建設部住宅課
委託業務番号	令和 6 年度長住宅第 010040 号
委託業務名称	長浜市空家所有者特定業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	長浜市空家等実態調査業務委託にて判明した空家等所有者の調査
履行期間	令和 6 年 10 月 22 日から令和 6 年 12 月 20 日まで
契約年月日	令和 6 年 10 月 21 日
契約額 (税込)	836,000 円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県大津市中央三丁目 1 番 8 号 [商号又は名称] 朝日航洋株式会社 滋賀支店
契約相手方の選 定 理 由	空き家所有者等の特定方法として、外観調査の結果（空き家の位置情報）を基に、地番図および家屋図データから該当する地番および家屋棟番号を抽出し、当該データと課税情報を固定資產業務支援システムを利用し突合する必要がある。 当該業務を実施出来るのは、このシステムを開発した当該業者のみであるため、一者随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（該当する項目に○） （1） 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が長浜市契約規則（平成 18 年長浜市規則第 37 号）で定める額を超えないものをするとき。 （2） 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 （5） 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 （6） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 （7） 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 （8） 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 （9） 落札者が契約を締結しないとき。